

習志野 広報

NARASHINO

2011
7/1

No.1227

みんなで支えあう

国民健康保険 2

社会全体で支える

介護保険制度 4

高齢者市民アンケート調査結果 6

習志野きらっと2011 7

総合型地域スポーツクラブ 8

にぎわい広場 9

お知らせBOX 10

保健だより 14

これが
吹奏楽だ!



6月12日、習志野文化ホールで第23回福祉コンサート「これが吹奏楽だ!」が開催されました。この催しは、高齢者や障害者、小さい子どもなど、誰でも楽しめるプログラムとなっており、普段の定期演奏会とはまた違った趣のコンサートは、今年も多くの観客を興奮の渦に巻き込みました。

なお、今回の収益金は、地域福祉のために使われる以外に、一部を市内で東日本大震災による被害を受けた方、竜巻の被害にあったタスカルーサ市の支援のために使われます。

【問合せ】習志野市社会福祉協議会 ☎(452)4161

ミュージカル調の「Soul of Rock」的一幕。演奏だけに止まらず、歌やダンスで魅せる習高吹奏楽部のパフォーマンスは、
庄巻の一言。

みんなで支えあう 国民健康 保険

問合せ 国保年金課



国民健康保険制度について

急な病気やけがに備え、安心して医療が受けられるように、すべての人が公的医療保険に加入することになっています。国民健康保険(以下、国保)は、市区町村ごとに運営している公的医療保険です。他の公的医療保険に加入していない人は、国保に加入することになります。

国保の手続きについて

- (1)国保の加入・脱退の手続きは自動的には行われません。
ご自身での手続きが必要です。
国保の加入・脱退の手続きが必要な場合は以下の通りです。

国保に加入する場合	国保を脱退する場合
他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村へ転出したとき
職場の健康保険をやめたとき(退職や扶養家族から外れたとき)	職場の健康保険に加入したとき(就職や扶養家族になったとき)
生活保護を受けなくなったとき	生活保護を受け始めたとき
子どもが生まれたとき	
	国保加入者が死亡したとき

- (2)国保の加入日は、届出をした日ではなく加入の事実が発生した日(退職日の翌日など)です。

届出が遅れた場合でも、保険料は加入日(最長2年)にさかのぼって負担することになります。また、他の健康保険に加入した等の情報は市役所にはありません。国保の脱退届けがされるまで保険料の請求が続くこととなりますので、一時的に二重払いとなる可能性があります。加入・脱退の手続きは早めにお願ひします。手続に必要な書類については、国保年金課へお問合せください。

保険料の支払い方法について

- (1)普通徴収(納付書・口座振替による支払い)
特別徴収となる世帯以外は、普通徴収となります。普通徴収の世帯は、平成23年4月から24年3月までの12カ月分の保険料を、7月から翌年3月までの9回の納期に分けて支払います。
- (2)特別徴収(年金天引きによる支払い)
特別徴収となる世帯は、年間の保険料を年金支払い月(年6回)に分けて支払います。
また、平成23年10月から特別徴収が開始される人は、7～9月は普通徴収(納付書等)、10月・12月・2月は特別徴収での支払いとなります。
平成23年度分の保険料を特別徴収(仮徴収)で支払っている世帯は、8月以降も引き続き、特別徴収での支払いとなります。
なお、特別徴収の人でも口座振替の申し出を行うことで、年金からの天引きを中止することができます。納付書での支払いはできません。希望する場合は国保年金課までお問合せください。

国民健康保険料の計算方法

- (1)保険料は3つに区分されています
- ①医療分……すべての国保加入者を対象に算定され、国保加入者の医療費等にあてられるもの
 - ②支援金分……すべての国保加入者を対象に算定され、後期高齢者医療制度の支援金にあてられるもの
 - ③介護分……国保加入者のうち、40歳から64歳までの人を対象に算定され、介護保険制度に対する納付金にあてられるもの
- 以上の3つの区分に所得割・均等割・平等割があり、これらの合計が世帯の年間保険料となります。
- (2)国民健康保険料(介護分)と介護保険料
介護保険制度に対する負担の方法は、年齢によって異なります。40歳から64歳までの間は、加入している健康保険の保険料の一部として負担しています。65歳になると、直接、各個人が介護保険料を支払います。この取扱いは、国保を含むすべての健康保険制度で共通のものです。
- (3)国民健康保険料と後期高齢者医療保険
国民健康保険料は75歳の誕生日の前月分まで月割で計算します。国保加入者が75歳になった月分からは、後期

- 平成23年度の保険料の料率と計算モデルケース ※平成23年度の国民健康保険料の料率、最高限度額は平成22年度から変更ありません。
それぞれ下段は計算例：45歳(世帯主)平成22年中の所得* (2,000,000円)と、35歳(妻)平成22年中の所得なしの二人世帯の場合。

	医療分・支援金分 うち、支援金分の料率は()内	介護分 (40歳以上64歳以下の加入者)
所得割 (前年の所得による保険料)	① 加入者の平成22年中の所得* × 9.0%(2.2%) 2,000,000円 × 9.0% = 180,000円	④ 加入者の平成22年中の所得* × 2.0% 2,000,000円 × 2.0% = 40,000円
均等割 (世帯の加入者数による保険料)	② 世帯の被保険者の人数 × 18,000円 (3,900円) 2人 × 18,000円 = 36,000円	⑤ 世帯の被保険者の人数 × 5,100円 1人 × 5,100円 = 5,100円
平等割 (一世帯あたりの保険料)	③ 15,800円 (3,300円)	⑥ 3,700円
合 計	① + ② + ③ = A 最高限度額 63万円 (うち、支援金分は 13万円) 231,800円	④ + ⑤ + ⑥ = B 最高限度額 10万円 48,800円
平成23年度の国民健康保険料	A (医療分・支援金分) + B (介護分) 280,600円	

※ここでいう所得(賦課基準額)とは総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。

高齢者医療保険料を支払うことになります。

- (4)世帯の所得によって保険料を軽減します

軽減割合	世帯の総所得金額等(軽減判定所得)
7割	33万円以下
5割	33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数)以下
2割	33万円 + (35万円 × 被保険者数)以下

世帯の人数・所得により均等割・平等割を7割・5割・2割軽減します。

- (5)非自発的失業者に対する保険料の軽減措置があります

「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが【11・12・21・22・23・31・32・33・34】のいずれかに該当する人は、軽減対象(給与所得を30/100にして保険料を算定)となりますので、届出をしてください。

東日本大震災で被災された方の 手続きについて

- 国民健康保険料の減免申請

- (1)東日本大震災で被災された被保険者
要件を満たす場合、災害による損害の程度に応じて国民健康保険料を減免します。
- (2)生活状況の悪化により支払いが困難な人
病気等の理由により、生活状況が著しく悪化してしまった場合は、分割納付の相談や減免申請ができます。
※減免の対象になるのは納期未到来分に限ります。納期限の7日前にまでに申請書を提出してください。減免申請に必要なものについては、国保年金課までお問合せください。

- 医療機関における窓口負担の免除

東日本大震災により自宅が半壊以上の損害を受けるなど、一定の要件を満たす被保険者は、医療機関での窓口負担を免除される場合があります。詳しくは国保年金課までお問合せください。

※後期高齢者医療制度も、保険料と窓口負担について同様の制度がありますのでお問合せください。

7月中旬に納入通知書・被保険者証が届きます

- (1)保険料の納入通知書
7月13日(水)に発送します。
- (2)被保険者証
国保の被保険者証は、毎年8月に更新を行っています。新しい被保険者証は、7月中旬～下旬ごろに、郵便局員が直接手渡しする簡易書留郵便(青い封筒)で郵送します。留守などで受け取ることができなかった場合は、7月末までは郵便局で保管され、保管期間を過ぎると市へ戻されます。その後の被保険者証の受け取りについては、国保年金課までお問合せください。



7月は障害基礎年金の 現況届提出月です

20歳前の傷病による障害基礎年金(年金コード6350、2650)を受給している人は、毎年7月に現況届の提出が必要です。
現況届は、7月上旬に日本年金機構から郵送されます。必要事項を記入し、国保年金課に提出してください。
現況届の提出が遅れたり、所得の申告をしていなかったりすると、年金の支払いが止まる場合がありますので、ご注意ください。

年金相談

社会保険労務士が相談に応じます。
7月13日(水)午後1時～4時
サンロード津田沼6階市民相談室

社会全体で支える 介護保険制度 ～老後を安心に～

問合せ 介護保険課

介護保険は、40歳以上の人が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払うことで介護サービスが利用できる制度です。今回は、本市の介護保険制度の状況と、平成23年度の介護保険料について紹介します。



介護保険制度の状況

◆被保険者の状況

平成23年3月末日現在の市の人口163,722人(住民基本台帳+外国人登録人口)に対し、第1号被保険者(65歳以上)は31,592人で、その割合は、昨年比0.31%増の19.3%となっています。

◆要支援・要介護認定状況

被保険者が、介護保険の各種サービスを利用するためには、要支援・要介護の認定を受ける必要があります。平成23年3月末日現在、4,147人が認定を受けています。要介護度別の状況は、**グラフ1**のとおりです。

◆サービスの利用状況

平成23年3月における本市のサービス利用の内訳は**表1**のとおり居宅サービス利用者が83.8%、施設

サービス利用者が16.2%となっています。また、主な居宅サービスの利用状況は**表2**のとおりです。

平成23年度の介護保険料

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と公費を財源に運営しています。財源の割合は**グラフ2**のとおりです。保険料は、40～64歳の人(第2号被保険者)と65歳以上の人(第1号被保険者)で異なります。

◆第1号被保険者(65歳以上の人)

サービスの量や所得水準を基に各市町村が設定し、介護保険事業の期間(3年を単位)ごとに見直します。平成23年度の本市の第1号被保険者の介護保険料は**表3**のとおりです。

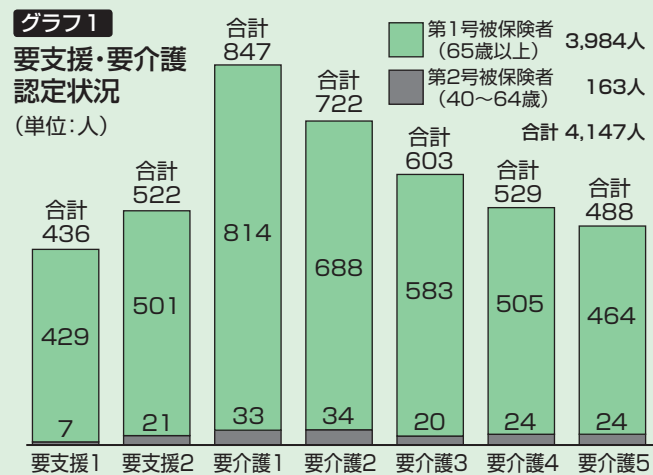


表1 サービス利用人数・費用額

項目	居宅サービス	施設サービス	合計
利用人数 (構成比)	2,930人 (83.8%)	565人 (16.2%)	3,495人
総費用額 (構成比)	338,735千円 (67.4%)	163,776千円 (32.6%)	502,511千円
1人あたりの 費用額	115,609円	289,869円	143,780円

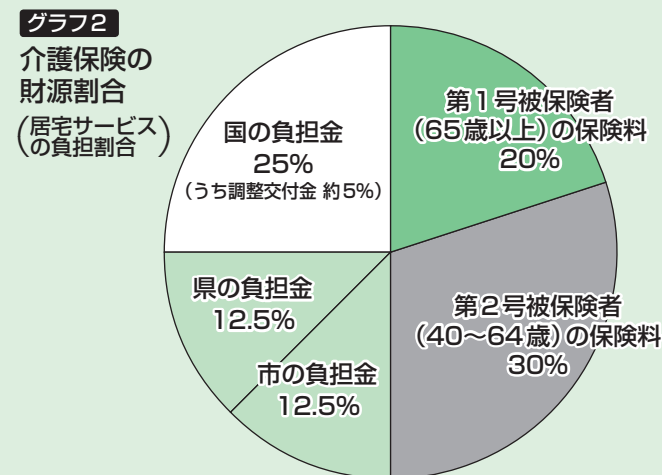


表2 主な居宅サービスの利用状況

サービスの種類 (介護予防含む)	利用人数	利用者全体に かかる利用率
通所介護	1,462人	49.9%
訪問介護	1,218人	41.6%
福祉用具貸与	1,218人	41.6%
短期入所	345人	11.8%
通所リハビリテーション	327人	11.2%
訪問看護	249人	8.5%

◆第2号被保険者(40～64歳の人)

算定方法はそれぞれの医療保険によって異なります。支払った介護保険料は、医療保険料と合わせ、加入している医療保険者に納められます。

介護報酬改定による保険料上昇分の軽減

介護報酬改定(プラス3%)による保険料の急激な上昇を抑えるため、国からの特例交付金により平成21年度は上昇分の全額、22年度は上昇分の半額が軽減されていましたが、23年度は特例交付金による軽減がありませんので、本来の保険料額となります。

介護保険料の納め方

◆第1号被保険者(65歳以上の人)

①年金天引きの場合(特別徴収)

対象者 老齢(退職)年金等が年額18万円以上の人
※老齢福祉年金、船員保険法の職務上の事由による遺族年金・障害年金は、対象となりません。

納期 年金の定期支払い(年6回)の際に天引き

②納入通知書で納める場合(普通徴収)

対象者

- 老齢(退職)年金等が年額18万円未満の人
- 年度途中で65歳になった人や転入した人など

納期 毎年7月から翌年3月までの年9回に分けて納付

表3 平成21～23年度 第1号被保険者の介護保険料

所得 段階	対 象 者	保険料率の 算定方法	保険料率(年額)		
			21年度	22年度	23年度
第1 段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額 × 0.50	22,180円	22,610円	23,040円
第2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.50	22,180円	22,610円	23,040円
第3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階および第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75	33,270円	33,910円	34,560円
第4 段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人				
	本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.90	39,920円	40,690円	41,470円
	上記以外の人	基準額	44,360円	45,210円	46,080円
第5 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額 × 1.10	48,800円	49,730円	50,690円
第6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円超200万円未満の人	基準額 × 1.25	55,450円	56,510円	57,600円
第7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.50	66,540円	67,820円	69,120円
第8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額 × 1.75	77,630円	79,120円	80,640円
第9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の人	基準額 × 2.00	88,720円	90,420円	92,160円

表4 軽減を実施している市内事業者

サービスの種類 (介護予防含む)	事業者名
訪問介護	●習志野市社会福祉協議会
通所介護	●習志野偕生園 デイサービスセンター ●白鷺園デイサービスセンター ●セイワ習志野 デイサービスセンター ●習志野市立東部 デイサービスセンター ●デイサービスセンターあかしや ●マイホーム習志野 デイサービスセンター ●デイサービスセンター プレーメン習志野
認知症対応型 通所介護	●デイサービスセンターメタセ ●マイホーム習志野 デイサービスセンター
短期入所 生活介護	●習志野偕生園 ショートステイサービス ●セイワ習志野 ショートステイサービスセンター ●習志野市立養護老人ホーム白鷺園 ●マイホーム習志野ショートステイ ●ショートステイセンター プレーメン習志野
介護老人 福祉施設	●特別養護老人ホーム習志野偕生園 ●セイワ習志野介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム マイホーム習志野

高齢者市民アンケート調査結果 次期高齢者保健福祉・介護保険事業計画に向けて

問合せ 高齢社会対策課

介護保険制度では、必要なサービスが受けられるように介護サービスの目標を定め、第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料を算出するなど、介護保険の基礎となる計画を策定することが必要です。

この「介護保険事業計画」と高齢者の保健福祉サービスにかかる計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、平成24年度が新たな計画のスタートの年となります。

市では、これらの計画を策定するため、実態把握を目的とするアンケート調査を今年1月に実施しました。今回は、今後の施策の手がかりとなる主な調査結果の概略をお知らせします。

アンケート調査の実施状況

【実施期間】平成23年1月13日～26日

調査対象者		調査人数	回収率
一般高齢者(65歳以上)		1,000人(抽出)	78.5%
一般若年者(40～64歳)		1,000人(抽出)	55.0%
要介護認定者	在宅	1,500人(抽出)	63.3%
	施設入所者	519人(全員)	54.1%
介護サービス提供事業者		350社	56.0%

高齢者の状況

1 一般高齢者

■家族構成

- 家族などと同居 82.2%
- 一人暮らし 12.6%
- その他 1.3%

■就労状況

- 収入のある仕事をしている 21.0%

2 在宅要介護認定者

■介護・介助が必要になった主な原因[上位3項目]

- ①認知症 21.6%
- ②脳卒中 21.4%
- ③高齢による衰弱 20.3%

■介護保険居宅サービス利用状況[上位3サービス]

- ①通所介護(デイサービス) 40.2%
- ②訪問介護(ホームヘルプ) 14.9%
- ③短期入所(ショートステイ) 8.2%

■介護保険サービス利用満足度

- 満足 54.4%
- どちらともいえない 28.2%
- 不満 4.6%

3 施設サービス利用者

■介護保険施設サービス利用満足度

- 満足、ほぼ満足 80.1%
- どちらともいえない 12.8%
- 不満 5.3%

■今後の希望

- このまま現在の施設での生活を続けたい 79.4%
- 介護保険のサービス等を活用しながら自宅で介護してほしい 5.3%
- 別の施設に入所したい 3.2%
- 家族などを中心に自宅で介護してほしい 2.8%

介護保険サービスの利用で不満と答えた人は約5%と少なくなっています。

必要と感じている人は6割前後と多く、特に一般若年者は7割以上と多くなっています。

介護が必要となった場合は、自宅での介護を望んでいる人が多くなっています。

いずれも介護負担の軽減を求める声が多くなっています。

今後希望する生活場所

■在宅要介護認定者の今後希望する生活場所[上位2項目]

- ①現在のまま住み続けようと思う 60.9%
- ②介護保険の施設に入所しようと思う 11.8%

■一般高齢者の今後希望する介護[上位3項目]

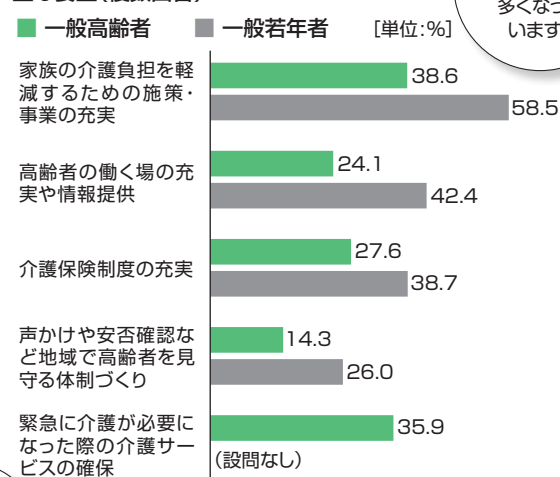
- ①介護保険・保健福祉サービスを活用しながらできる限り自宅で介護を受けたい 34.1%
- ②家族などを中心にできる限り自宅で介護を受けたい 17.7%
- ③介護保険制度のサービス対象となる施設などに入所したい 9.4%

介護保険制度・高齢者施策に関する要望

■在宅要介護認定者の介護保険制度に関する要望[上位3項目]

- ①家族の介護負担を軽減するための施策や事業 35.5%
- ②入所施設の確保 32.3%
- ③通所サービスの量や質の充実 29.0%

■一般高齢者・一般若年者の高齢者施策に関する主要要望(複数回答)

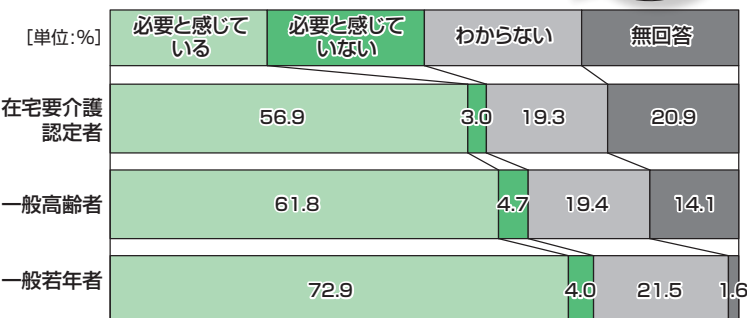


調査へのご協力ありがとうございました。この調査結果は、平成24～26年度の計画を策定するための貴重な基礎データとして活用し、高齢者の支援施策につなげていきます。

調査結果報告書は、市ホームページで公開しているほか、市内各図書館・市役所第四分室1階情報公開コーナーおよび高齢社会対策課での閲覧・貸出が可能です。

地域で高齢者を支えること

■隣近所や地域で高齢者を支えることの必要性



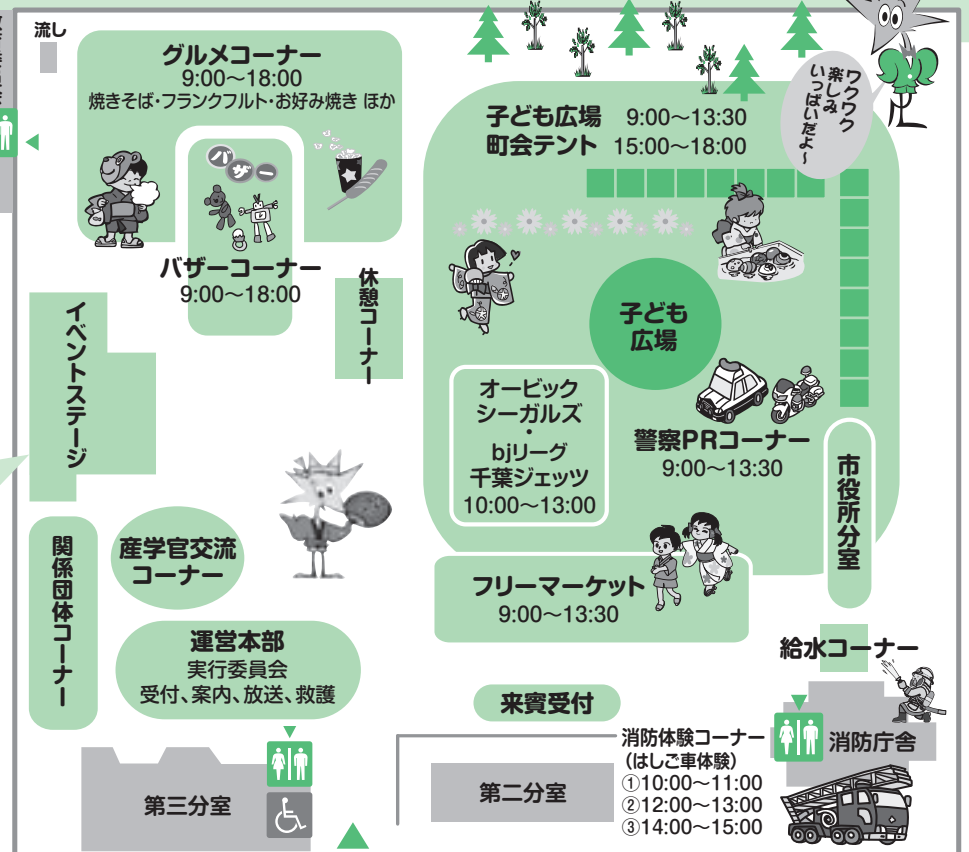
第18回 習志野きらっと2011

問合せ
市民まつり実行委員会事務局
☎(453)9289

がんばろう!「習志野」

習志野きらっと2011が7月17日(日)午前9時から午後6時まで、市役所前グラウンドで開催されます。主なプログラムは前号(6月15日号)で掲載しています。多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。当日は公共交通機関をご利用ください。

- キャラクターショー
ドラえもん
「のび太のめざせ! ラッキーチャンピオン」
公演・握手会
10:00～、13:05～
 - 鷺沼小学校ブラスバンド
11:05～11:30
 - 市内小学生
よさこいソーラン
11:40～12:25
 - 第七中学校吹奏楽
14:05～14:30
- ほか、サンバ、音頭等の発表



共感 信頼 希望

習志野市長
宮本泰介 No.1

市長の宮本泰介です。早いもので市長に就任して2カ月が経過しました。この間数々の行事で市民の皆さんにお会いし、短い時間でしたがお話をさせていただきました。皆さんありがとうございました。これから随時、皆さんからのご意見、参加した行事、日常業務などから抱いた感想をこのコラムの場で綴っていききたいと思います。タイトルは「共感」「信頼」「希望」です。この3つの言葉を皆さんと分かち合える習志野市をつくっていききたいとの思いを込めています。

地域の元気のみなもと“運動会”

5月、市長としてさまざまな行事に出席させていただいた中で、特に印象深かったのが学校の運動会です。

運動会は、子どもたち、先生、保護者、そして地域の方々が集まり、いわばコミュニティの縮図とも言えるものです。雰囲気も学校ごとにそれぞれで、地域の特色が出ていました。グラウンドの広さや形、生徒児童の数、学校や

地域の皆さんの手によって築かれてきた歴史や伝統などを改めて感じ取ることができました。

私は、夢中で走る小中学生の姿に、自分が小中学生だった頃を重ね合わせていました。1位をとった友達がうらやましかったこと、転んで励まされたことなど、いろいろなことを思い出し苦笑すること。子どもたちの一生懸命な姿は、ほほ笑ましくてたくましくて、周囲の人たちを明るく元気にします。大震災の大変な経験乗り越え、友達と一緒にいることの幸せを、子どもたちはよくかみしめていたように感じたのは私だけではないと思います。

子どもたち、地域の皆さんのたくさんの活気は、習志野市全体の元気につながります。日程の都合で今春は行くことがかなわなかった運動会もありますが、今後すべて参観できればと思っています。秋に開催される運動会で皆さんとお会いできることを楽しみにしています。



子どもたちはいつも元気いっぱい

総合型地域スポーツクラブで健康づくり・仲間づくり・まちづくり

習志野市には現在、市と市民との協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブがあります。第七中学校区の「習志野ベイサイドスポーツクラブ(NBS)」、第四中学校区の「習志野イースタンスポーツクラブ(NES)」、第二・第六中学校区の「習志野中央スポーツクラブ」です。これらのクラブは、指導者や事務局スタッフなど全て地域の皆さんが自主的に運営しています。

問合せ 生涯スポーツ課

総合型地域スポーツクラブとは？

総合型地域スポーツクラブとは、生涯スポーツ社会の実現を掲げて、平成7年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいいます。

総合型地域スポーツクラブの特徴は？

- 多世代** 地域の誰もが世代を超えた交流を深めることができます。
- 多様目** クラブ内にある全ての種目に参加できます。
- 多志向** 各個人の体力・技術レベルに応じたスポーツ活動ができます。

どんなクラブがありますか？

NPO 習志野ベイサイドスポーツクラブ NBS

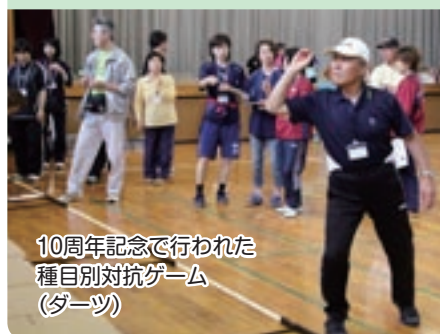
秋津3-7-1(南消防署3F)
☎(453)1334

事務所開設

(月・木) 10:00～14:00
(土) 9:00～12:00

URL <http://nbs.d2.r-cms.jp/>

女子サッカー、健康体操、卓球、ソフトバレーボール、テニス、バドミントン、グラウンドゴルフ、ラグビー、陸上、三角ベースボール等14種目を秋津多目的広場や第七中学校、秋津小学校、香澄小学校などで活動しています。



10周年記念で行われた種目別対抗ゲーム(ダーツ)

NPO 習志野イースタンスポーツクラブ NES

東習志野3-4-5(東部体育館内)
☎(474)3215

事務所開設

(水・金・土・日) 14:00～16:00

URL <http://www1.seaple.ne.jp/nbs2003/>

テニス、卓球、バドミントン、ジョギング、なぎなた、ペタンク、ユニカール、クライミング、バウンドテニス、ソフトバレーボール、ウォーキング、パークゴルフ等16種目および文化活動を東部体育館や第四中学校、実花小学校、東習志野小学校などで活動しています。



小学1・2年生を対象に、運動能力や体力の向上を目指して行っている「アップキッズ」

NPO 習志野中央スポーツクラブ

花咲2-3-9(勤労会館内)
☎(474)8651

事務所開設

(水) 13:00～15:00
(土・日) 9:00～12:00

URL <http://www1.seaple.ne.jp/ncsc2005/>

スイミング、健康体操、少年少女バレーボール、三角ベースボール、パークゴルフ、フレッシュテニス、ウォーキング、フットサル、ユニホッケー、卓球等13種目を勤労会館や中央公園、第二中学校、第六中学校、大久保小学校、屋敷小学校、大久保東小学校などで活動しています。



「脱タボ大作戦」で行われた健康体操

にぎわい広場

日本屈指の品質、ならしの産にんじんをPR 第17回 にんじんまつり



きらっとサンパで盛り上がる会場



大好評だった「ならしの産にんじん」

5月28日、毎年大好評のにんじんまつりが、今年も大久保公民館・市民会館で開催されました。当日はあいにくの雨にもかかわらず、会場は多くの人でにぎわい、活気に溢れていました。

習志野市特産のにんじん直売や、子どものコーナーでの紙芝居など、どこかしこも大人気！特にならしの産にんじんは、子どもに「にんじん、買ってきて」というお母さんたちの声も多く聞かれ、

好評を博していました。この日は、お土産のにんじんが食卓に上がった家庭も多かったのではないのでしょうか。

しかし、なんといっても今回のメインイベントは「キャロットコンサート」。演奏してくれたのは、昨年11月21日に開催された全日本マーチングコンテストで銀賞・銅賞に輝いた第二中・大久保小の皆さん。2校合わせて全8曲、「魅せる」要素を取り入れた演奏で聴衆を魅了しました。最後はお馴染み「きらっとサンパ」で会場を盛り上げ、コンサートは終了。今年もにんじんまつりは最後まで大盛況でした。

国により、にんじんの野菜指定産地とされている習志野市。その品質は日本屈指です。7月中旬には、今年の新物で作られたにんじんジュースも発売になります。ぜひ皆さんも、今日のごはんのおかず「ならしの産にんじん」を取り入れてみてください。

【問合せ】にんじんまつり……大久保公民館 ☎(476) 3213
ならしの産にんじん…農政課

★にんじんジュースは、JA千葉みらい習志野支店・しょういか〜ご習志野店・市役所本庁舎1階売店等で販売予定です。

手話を学んで楽しくお話しませんか



いつものメンバーが集まり、なごやかに



話は尽きません

ある日の午後、サンロード津田沼5階の研修室では、十数人の人たちが集まり、手芸や折り紙を楽しんでいます。この日は、盲ろう者やろう重複障害者たちが集まり、手芸などの活動を通じて交流を楽しみながら親睦を深めるサークル「グー・チョコ・バー」の活動日。ジェスチャーを使いながら大きく口を開け、一生懸命に相手に伝え、みんな笑顔で和気あいあいとした雰囲気です。

そして盲ろう者を支援しながら一緒に交流を楽しむ活動が続けているのが、手話サークル「羽の会」のメンバーです。「聞こえない」ということについて理解を深め、障害者の抱える問題を一緒に学び、その理解を広める活動を行っている「羽の会」。中には、本市で開講している「習志野市手話奉仕員養成講座」を受講し、そこで学んだ手話をういて支援を行っている人たちもいます。

メンバーは「手話劇などの実技もありとても楽しく、もっと早く始めればよかった」「手話を始めて友達も増えた。これからも勉強を続けていきたい」と受講した感想を話してくれました。習志野市では今年度も初心者を対象に、手話奉仕員の養成講座を開講します。手話を身につけさまざまな地域活動に生かしてみませんか。

平成23年度習志野市手話奉仕員養成講座 (入門課程)

聴覚障害者の生活や福祉制度などを学習し、手話で日常会話が行える程度の語いと表現技術を習得する講座です。

【期 間】9月1日～平成24年2月23日 毎週木曜日
午前10時～正午(祝日、年末・年始除く) 全23回

【場 所】サンロード津田沼6階大会議室他

【対 象】市内在住・在勤・在学

【定 員】20人程度

【費 用】無料(テキスト代等実費)

【申込み】はがきまたはFAXに住所・氏名・年齢・電話番号・志望動機を記入して障害福祉課へ(市ホームページからも応募可)
☎(451) 6851

【締切り】7月15日(金)(消印有効)

【問合せ】障害福祉課

お知らせBOX

市役所各課への問合せは
☎(451)1151代へ



市役所から

第2回習志野市発達支援システム等検討協議会の公開

発達相談センターに関する協議など

日7月12日(火)午後1時30分～4時(傍聴受付午後1時～1時20分)所サンロード津田沼6階定10人(申込多数の場合抽選)問障害福祉課

子ども医療費助成受給券について

0歳から小学校3年生までのお子さんに医療費助成の受給券を発行しています。受診の際、医療機関の窓口で健康保険証と子ども医療費助成受給券の両方を提示していただくと保険診療分の自己負担額が300円(または無料)になります。現在使用している受給券の有効期間は7月31日までで、7月下旬に新しい受給券を各家庭に郵送します。再度の申請は必要ありません。また、小学4～6年生の入院に係る

医療費についても助成を行っています。受給券の発行はありませんので、助成申請書に必要な事項を記入し、健康保険証、前月までの領収書・レシート等の原本を添えて子育て支援課へ申請してください。

問子育て支援課

「平和の広場」清掃活動

毎年、広島市、長崎市の原爆投下時刻に合わせて「平和の広場」で開催している「習志野市原爆死没者慰霊及び平和祈念式典」に備え「平和の広場」の清掃活動を行います。※小雨決行日7月29日(金)午前9時～11時所秋津公園内「平和の広場」問まちづくり推進課

講座・催し

市内施設見学会 ～親子で集まれ!夏休み体験ツアー～

日7月21日(木)午前9時～所市役所集合→谷津干潟自然観察センター→リサイクルプラザ

(紙すき体験)→消防本部(はしご車体験)対市内在住・在勤・在学定20人持飲み物・昼食申7月14日(木)までに、まちづくり推進課へ

社会を明るくする運動 習志野地区大会

犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築く運動講演テーマ=私の生き方(私が選んだ道)～人生の困難と挫折をのりこえて～講師=第三中学校校長／椎名勝氏 広報ビデオ「更生保護～立ち直りを支える地域のチカラ～」を上映日7月6日(水)午後1時30分～所市民会館定400人問社会福祉課

夏休み親子ガス・水道施設見学会(企業局主催)

日7月22日(金)午前9時～11時30分所企業局藤崎供給所、第2給水場対市内在住の小学生とその家族定25人(申込多数の場合抽選)申7月11日(月)までに電話で企業局営業企画室へ☎(475)3305

親子料理教室(企業局主催)

夏野菜カレー、フルーツサラダ、ラッシー※メニューは変更の場合あり日7月27日(水)午前10時30分～1時30分所谷津コミュニティセンター対小学生とその保護者(2人1組)定9組18人(申込多数の場合抽選)費500円持エプロン・三角きん・ハンドタオル申7月15日(金)までに電話またはFAX(開催日・氏名・住所・年齢・電話番号を記入)で企業局営業企画室「料理教室」担当へ☎(475)3305 函(493)8989

消費生活研究会料理教室 ～夏“ベジ”で夏バテ知らず料理～

日7月13日(水)午前9時30分～正午所大久保公民館対市内在住定20人費500円(材料費)持エプロン・三角きん・ふきん申習志野市消費生活研究会／浅井☎(453)8678

リサイクル体験教室

所リサイクルプラザ対市内在住申午前9時から電話でリサイクルプラザへ☎(453)0530〈布でコサージュ作り〉余った布でコサージュを作る※京成津田沼駅から送迎あり

セタライトダウンを 実施します!

7月7日(木)

現在、地球温暖化は人類にとって喫緊の課題です。特に今夏は、大震災の影響もあり節電と併せて一層の省エネに取り組んでいかなければなりません。

国は、地球温暖化対策の一環として7月7日に「セタライトダウン」と称し、午後8時から10時の間、ライトアップ施設の消灯を呼びかける等の取組みを行っています。

そこで、本市もこの趣旨に基づき、節電の意識付けを目的として、庁舎の一斉消灯を実施します。

【実施内容】

- 午後7時に分室を含むすべての庁舎で一斉消灯を行います(ただし、午後7時以降も業務を行っている施設(消防署等)は除く)。
 - 職員は午後5時を最後にすべての業務を終了させ、速やかに退庁するものとします。
- ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 環境政策課

お知らせ BOX

(午前9時15分出発予定)日7月12日(火)午前9時30分～正午定12人持布・裁縫セット〈親子ガラス細工・施設見学〉ビンのかけらを溶かしてブローチなどを作る日7月22日(金)・28日(木)午前9時30分～正午定各日親子6組

夏休み子ども講座 「こねこね教室(陶芸)」

親子で茶わんや湯のみ、皿などを作る日7月23日、8月6日・20日各土曜日午前9時～正午(全3日)所申大久保公民館対市内在住の小学1～3年生

の親子※初参加者優先定15組費1人500円(親子で1,000円)持雑巾・粘土へら・タオル・水入れ容器☎(476)3213

あづまこども会館から

申7月12日(火)(必着)までに往復はがき(1人につき1枚で希望する教室名・住所・氏名・学年・電話番号を記入)で、〒275-0006泉町2-1-36あづまこども会館へ☎(477)9077 ※絵画教室と工作教室の両方の申込みは不可〈こどもぞうり作り教室〉

ひもでぞうりを編む日7月21日(木)・22日(金)午前9時30分～11時30分(全2日)対小学3年～中学生定20人(申込多数の場合抽選)〈夏休み絵画教室〉A自由画・ポスター＝7月26日(火)・27日(水)午前9時30分～11時30分(全2日)持筆記用具・カラーペン・絵の具・四つ切画用紙対小学3～6年生B自由画＝8月2日(火)・3日(水)午前9時30分～11時30分(全2日)持筆記用具・クレヨン・絵の具・四つ切画用紙対小学1・2年生定A・B各20人(申込多数の場合抽選) ※A・Bと

も描きたい題材を決めてくる〈夏休み工作教室〉新聞紙・布等で四足の動物を作る日7月28日(木)・29日(金)午前9時30分～11時30分(全2日)持筆記用具・クレヨン・絵の具対小学生定20人(申込多数の場合抽選)夏休み科学工作教室動くおもちゃを作る日7月21日(木)午前10時～正午所プラネタリウム館対市内在住・在勤・在学の小学生以上定30人(要予約)費300円程度(材料費)申電話で総合教育センターへ☎(476)1715

住民票・戸籍・印鑑等の証明は、 東部・西部・JR津田沼駅南口連絡所でも発行できます

問合せ 市民課

東部・西部連絡所

開所日時 月～金曜日および第2土曜日・第4日曜日
午前8時30分～午後5時
※第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日、祝日、年末年始を除く

東部

東習志野3-1-20
☎(472)9234

京成実成駅から徒歩10分

西部

秋津3-6-3
☎(452)1933

JR京葉線新習志野駅から徒歩5分

JR津田沼駅南口連絡所

開所日時 月～金曜日
午前10時～午後8時
第2土曜日・第4日曜日
午前10時～午後6時30分
※祝日、年末年始を除く

谷津1-16-1
☎(403)0343
JR総武線津田沼駅から徒歩5分

	種 類	月～金	第2土曜日 第4日曜日
住民票	住民票の写し	○	○
	住民票記載事項証明書	○	○
印鑑	印鑑登録証明書 ※印鑑登録証(カード)を必ず持参してください	○※1	○※1
	全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)	○	○
戸籍	除籍・改製原戸籍謄抄本	○	○
	除籍記載事項証明書	○	○
	戸籍の附票の写し	○	○
	身分証明書	○	○
	受理証明書・記載事項証明書	○※1	×
外国人	登録原票記載事項証明書	○※1	×
	登録原票の写し	○※1	×
市税	市民税・県民税課税証明書	○※2	○※2
	市民税・県民税決定額証明書	○※2	○※2
その他	不在籍・不在住証明書	○	○
	年金証明(現況届)	○	○
	軽自動車用住所証明	○	○

※1…戸籍届出受理証明書・記載事項証明書・外国人登録原票記載事項証明書・外国人印鑑登録証明書は東部、西部連絡所の平日および南口連絡所の平日午前10時から午後5時までの取扱いです。
※2…市民税・県民税課税証明書と市民税・県民税決定額証明書は平日午後5時以降と、土・日曜日は発行できない場合があります。

注意事項

- ①窓口に来られる人は、本人確認書類(運転免許証、パスポート、住基カード等)をお持ちください。
- ②代理人の人が申請する際は委任状が必要です(印鑑登録証明書を除く)。
- ③第三者の人が請求する場合は、請求理由を明らかにできる書類の提示が必要です。

住民異動(転出・転入等)の届出、戸籍の届出、外国人登録、印鑑登録、市民証、住民基本台帳カード等の取扱い
は市役所市民課で行っています。

10 習志野市役所 ☎(451)1151 11 東日本大震災により、下水道使用制限をお願いしていた国道14号以南の区域については、7月1日に制限を解除しました。地域の皆さまのご協力ありがとうございました。 問下水道課

保健 だより



申込み・問合せ

健康支援課 ☎(453)2922

ヘルスステーション

谷津 ☎(479)0066 ☎(477)8348
[担当区域] 谷津、谷津町

秋津 ☎(453)2966 ☎(451)6765
[担当区域] 袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園

津田沼 鷺沼 ☎(453)9303 ☎(451)4822
[担当区域] 津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台

屋敷 ☎(478)3330 ☎(477)6247
[担当区域] 花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保

東習志野 ☎(476)1662 ☎(477)8738
[担当区域] 美初、新栄、東習志野、美初本郷

■夜間・休日の当番医案内 ☎(452)0881

■こども急病電話相談 ☎#8000

毎日・夜間 午後7時～午後10時

■千葉県救急医療情報ネットワークによる案内
URL <http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>
FAX 043(242)4199

※番号をお確かめのうえ、お間違いないようにお願いします。

こどものコーナー

4か月児・10か月児健康相談

発育・発達の確認および保健師・栄養士(4か月児)・歯科衛生士(10か月児)による相談等
※対象者には郵送で通知(転入者や通知が届いていない時などは各ヘルスステーションへ)

1歳6か月児・3歳児健康診査

対 象	保健会館別館	健康福祉センター
1歳6か月児 (21年12月生まれ)	7月13日(水)	7月28日(木)
3歳児 (20年1月生まれ)	7月 6日(水)	7月 5日(火)

受付 午後1時～2時

※対象者には郵送で通知(転入者や通知が届いていないときなどは健康支援課へ)

離乳食教室(予約制)

あかちゃんの離乳食について、デモンストラーションや試食をしていただきながら、栄養士がわかりやすくアドバイスします。

日 程	会 場
7月12日(火)・27日(水)・8月9日(火)	大久保公民館
8月31日(水)	谷津コミュニティセンター

時間 午後1時30分～3時30分

対象 5～6か月児の第1子と保護者

定員 20組(先着順)

持ち物 母子健康手帳・おんぶひも・冊子「離乳食のすすめ方」(「すこやか習志野っ子」ファイル内)

費用 90円(材料費) 申込み 健康支援課

歯みがき教室(予約制)

小グループで、口の中の観察や親子の歯みがき練習を行います。

日程・会場 7月25日(月) 保健会館別館

29日(金) プレーメン習志野

時間 午前10時・10時30分・11時

対象 1～3歳の幼児

持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ・コップ・タオル

申込み 健康支援課

ママ・パパになるための学級

地域の仲間をみつけてみませんか? パパの参加も大歓迎(妊婦疑似体験あり)

会場 谷津コミュニティセンター

対象 妊娠5～8か月の妊婦とパートナー

定員 約30人(早めにお申込みください)

内容 月1回、4回で1コース(妊娠中3回、産後1回)

申込み 健康支援課

助産師等による新生児訪問

あかちゃんの成長(体重測定など)を確認、授乳の相談に応じます。なお、第1子のお子さんについては全員訪問しています。

対象 生後40日までのあかちゃん

申込み 「新生児訪問カード(はがき)」に必要事項を記入し、電話またはFAXで生後20日ごろまでに各ヘルスステーションへ

妊婦健康診査を受けましょう

母子健康手帳交付時に、14回分の公費負担が受けられる受診票をお渡ししています。1回目の受診票は妊娠8週前後に行われる検査項目に合わせています。今年度から、HTLV-1抗体検査およびクラミジア検査も公費負担として追加されました。妊娠と診断されたら、早めに母子健康手帳の交付を受け、定期的な受診しましょう。

子育てふれあい広場

幼稚園やこども園で「気軽に・楽しく・誰でも」遊べます。

会場園名	7月	会場園名	7月
新 栄	1日(金)	実 花	★12日(火)
香 澄	5日(火)	藤 崎	13日(水)
向 山	7日(木)	谷 津	14日(木)
袖ヶ浦東	★8日(金)	東習志野	27日(水)
津 田 沼	★11日(月)	こども園	

※★印はおもちゃ病院の同時開催日

※雨の日も開催 ※幼稚園は駐車場なし

※他に各市立幼稚園独自の開放あり(問合せは各園へ)

時間 午前10時～11時30分

対象 乳幼児とその家族

持ち物 上ばき(はだし可)・こども用名札

問合せ こども保育課

食生活なんでも相談(予約制)

離乳食から高齢者の食事まで、具体的な調理方法等についても栄養士が相談に応じます。

日 程	会 場
7月11日(月)	秋津ヘルスステーション
8月19日(金)	津田沼・鷺沼ヘルスステーション 東習志野ヘルスステーション

時間 午後1時～4時

対象 市内在住 申込み 健康支援課

おとなのコーナー

8月の認知症高齢者等介護相談(予約制)

対象 認知症の心配がある本人および家族

内容 精神科医による相談

申込み 実施日の1週間前までに津田沼・鷺沼ヘルスステーションへ

時間 午後2時～4時

8 月	会 場
3日(水)・17日(水)	津田沼・鷺沼ヘルスステーション

歯科医師による健康講座(予約制)

テーマ 歯周病と全身とのただならぬ関係
かつて「歯槽膿漏」と呼ばれていた「歯周病」。歯周病は口の中だけの問題と思いませんか? 歯周病が糖尿病や動脈硬化等全身に与える影響、歯周病とたばこの関係について等、歯科医師がお話します。

日時 7月21日(木) 午後1時30分～3時30分

会場 保健会館別館

講師 習志野市歯科医師会会員

対象 成人 定員 30人

持ち物 筆記用具、健康手帳(あれば)

申込み 健康支援課

歯と歯ぐきの健康チェック(予約制)

歯・歯ぐき・入れ歯のことなど、歯科医師に個別に健診・相談ができます。舌や頬、飲み込みなどの口の働きもチェックしましょう!

日程 7月14日(木)

受付 午後1時15分～2時

会場 保健会館別館

対象 成人 定員 20人

持ち物 歯ブラシ、健康手帳(あれば)

申込み 健康支援課

習志野 発見ウォーク(事前申込み不要)

習志野市健康づくり推進協議会主催。「健康なまち歩きマップ」のコースを歩きます。

日時 7月11日(月) 午前9時～11時20分予定

集合・解散場所 JR津田沼駅南口モリシア正面広場

コース キャロット未来コース(約4km)

費用 100円(保険料) ※小雨決行

食中毒が発生しやすい季節です ～食中毒を予防しよう!～

食中毒予防の3原則は、「細菌をつけない、細菌を増やさない、細菌をやっつける」です。

●細菌をつけない(清潔、洗浄)

手指や器具類の洗浄・消毒や、食品の区分け保管、調理器具を使い分けることなどが大切です。

●細菌を増やさない(迅速、冷却)

食品を扱うときには、長時間室温に放置せず、冷蔵庫に保管し、調理後は早く食べることが大切です。

●細菌をやっつける(加熱、殺菌)

食品は、十分に加熱して食品内部の細菌を殺菌しましょう。また、調理器具は洗浄した後、熱湯や塩素剤などで消毒することが大切です。

問合せ 健康支援課

習志野市 広報課

〒275-8601 習志野市鷺沼 1-1-1

☎ 047 (451) 1151 (代)

FAX 047 (453) 9313

<http://www.city.narashino.chiba.jp/>

市の人口

H23.6.1 現在
※住民基本台帳
に基づく

○総人口………161,302人
○男……………80,752人
○女……………80,550人
○世帯数………69,659世帯

次号の予告

・町会・自治会活動報告
変更の場合あり
・職員募集

ほか